

交通事故などで怪我をして 国民健康保険・後期高齢者医療保険を使って 治療を受けた場合は必ず窓口へ届出を！

第三者行為による損害賠償請求のしくみ

第三者行為による怪我や病気の治療についても、国民健康保険・後期高齢者医療保険を使うことができます。その場合、本来は相手方（第三者）が負担すべき治療費を、国保などで一時的に立て替え、後日その治療費を第三者に請求します。

被害者は、国保などを使って治療を受けた時は、必ず役場の窓口で「第三者行為による被害（傷病）届」を提出しなければいけません。



第三者行為には何があるの？



治療費を誰に請求するの？

加害者の車の任意保険や自賠責保険、施設賠償保険等に請求します。加害者が保険に未加入であれば、加害者本人に請求します。

届出に必要なものは？

- ① 第三者行為による被害届
 - ② 交通事故証明書（交通事故の場合）
※自動車安全運転センターで発行しています。
※物件事故扱いになっている場合は、⑥人身事故証明書入手不能理由書が別途必要になります。
 - ③ 事故発生状況報告書
 - ④ 念書（被保険者（被害者）が記入）
 - ⑤ 誓約書（相手方（加害者）が記入）
 - ⑥ 人身事故証明書入手不能理由書
 - ⑦ 認印
- ※①、③、④、⑤、⑥の様式は健康推進課窓口・村ホームページから入手します。



村HP